二十四　調剤点数表区分番号１０の３に掲げる服薬管理指導料が算定されるべき療養	入院中の患者以外の患者について、同一月において、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（薬剤師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。ただし、当該患者の薬学的管理指導計画に係る疾病又は負傷に係る臨時の投薬が行われた場合にあっては、この限りでない。
二十五　調剤点数表区分番号１４の２の１に掲げる外来服薬支援料１が算定されるべき療養	入院中の患者以外の患者について、同一月において、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（薬剤師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。
二十六　次に掲げる点数が算定されるべき療養 イ　調剤点数表区分番号１５に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料 ロ　調剤点数表区分番号１５の２に掲げる在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料（注10に規定する場合を除く。） ハ　調剤点数表区分番号１５の３に掲げる在宅患者緊急時等共同指導料	介護老人福祉施設入所者については、末期の悪性腫瘍の患者に対して実施した場合に限り、算定できる。
二十七　調剤点数表区分番号１５の２に掲げる在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料（注10に規定する場合に限る。）が算定されるべき療養	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症の患者であって、介護老人保健施設、地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所しているものに対して、処方箋を発行した医師の指示により、当該保険薬局の薬剤師が当該施設を緊急に訪問し、当該患者又はその家族等に対して対面による服薬指導その他の必要な薬学的管理及び指導を実施し、薬剤を交付した場合に限り、算定できる。
二十八　調剤点数表区分番号１５の３に掲げる在宅患者緊急時等共同指導料	入院中の患者以外の患者について、同一日において居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（薬剤師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。
二十九　調剤点数表区分番号１５の５に掲げる服薬情報等提供料が算定されるべき療養	入院中の患者以外の患者について、同一月において、居宅療養管理指導（薬剤師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。

備考

一　この表において「法」とは、介護保険法をいう。

二　この表において「患者」とは、法第六十二条に規定する要介護被保険者等である患者をいう。

三　この表において「居宅療養管理指導」とは、法第八条第六項に規定する居宅療養管理指導をいう。

四　この表において「介護予防居宅療養管理指導」とは、法第八条の二第五項に規定する介護予防居宅療養管理指導をいう。

五　この表において「居宅療養管理指導費」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表の５に規定する居宅療養管理指導費をいう。

六　この表において「介護予防居宅療養管理指導費」とは、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）別表の４に規定する介護予防居宅療養管理指導費をいう。

七　この表において「短期入所療養介護」とは、法第八条第十項に規定する短期入所療養介護（療養室において行われるものを除く。）をいう。

八　この表において「介護予防短期入所療養介護」とは、法第八条の二第八項に規定する介護予防短期入所療養介護（療養室において行われるものを除く。）をいう。

九　この表において「小規模多機能型居宅介護」とは、法第八条第十九項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。

十　この表において「複合型サービス」とは、法第八条第二十三項に規定する複合型サービスをいう。

十一　この表において「特定施設」とは、法第八条第十一項に規定する特定施設をいう。

十二　この表において「地域密着型特定施設」とは、法第八条第二十一項に規定する地域密着型特定施設をいう。

十三　この表において「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護」とは、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第百九十二条の二に規定する外部サービス利用型特定施設入居者生活介護をいう。

十四　この表において「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護」とは、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）第二百五十三条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。

十五　この表において「ターミナルケア加算」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の３の注15に規定するターミナルケア加算、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表の１の注14に規定するターミナルケア加算及び同表の８のヨに規定するターミナルケア加算をいう。

十六　この表において「特別管理加算」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の３の注13に規定する特別管理加算、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の２の注12に規定する特別管理加算、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の１の注13に規定する特別管理加算及び同表の８のワに規定する特別管理加算をいう。

十七　この表において「認知症対応型共同生活介護」とは、法第八条第二十項に規定する認知症対応型共同生活介護をいう。

十八　この表において「介護予防認知症対応型共同生活介護」とは、法第八条の二第十五項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。

十九　この表において「訪問リハビリテーション費」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の４に規定する訪問リハビリテーション費をいう。

二十　この表において「通所リハビリテーション費」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の７に規定する通所リハビリテーション費をいう。

二十一　この表において「介護予防訪問リハビリテーション費」とは、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の３に規定する介護予防訪問リハビリテーション費をいう。